

[ご契約のしおり・約款] はじめに

→この「ご契約のしおり・約款」をご覧いただく

この冊子の内容は、次の2つの部分に分かれています。



●ご契約のしおり



▶ 10~72ページ

契約内容(約款)の中でも、ぜひ知っておいていただきたい重要な事項をわかりやすく説明しています。詳細は約款をご覧ください。

●約 款



▶ 73~203ページ

「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」を定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。



この冊子は、このようにお使いいただくと便利です。

本冊子「ご契約のしおり」では、お客様の契約に関する重要なお知らせを掲載しております。下記の点を参考に、本冊子をお読みください。

目的からページを探したい

引っ越し
したんだけど、
どうすれば
いいの？

→目的別もくじ 8~9ページ

? わからないことばがある

失効? 約款?
何のことだろ?

→用語解説 208~210ページ

この冊子の記載内容は、2018年4月現在の取り扱いを説明しております。不明な点がありましたら、その時点での最新の取り扱いを案内しますので、「問い合わせ窓口」212ページにお問い合わせください。

にあたって

「ご契約のしおり」本文の見かた

(注)この見本はイメージです。実際の表記とは異なる場合があります。

The diagram shows the layout of the 'Goshojori' booklet. On the left, there are three callout boxes: one for '欄外のマークについて' (Information about external marks), one for 'OOP 参照' (Reference to OOP), and one for 'Web 参照' (Reference to Web). The main body of the booklet is divided into sections: '3 健康状態などの告知' (Notification of health status etc.), '▶ 1 告知' (Notification), '▶ 2 告知義務違反による解除' (Termination due to breach of notification duty), and 'ご注意' (Attention). A central figure of a woman is shown. Callout boxes on the right explain various parts: '「もくじ」にある項目がタイトルになっています。' (The items in the table of contents become titles), 'そのページの記載内容を簡単にまとめたものです。' (A summary of the content on that page), '特に注意していただきたい事項を説明しています。' (Explaining items that require special attention), and 'さらに項目分けしたタイトルです。' (A title further divided into items).

欄外のマークについて
マークには、以下のようなものがあります。

OOP 参照
関連する情報が記載されているページを案内しています。

Web 参照
関連するWebサイトを案内しています。

3 健康状態などの告知

申し込みのときには、「健康状態」などについて、正しくお伝えください。

▶ 1 告知

●生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めてから健康状態の良くない方などが契約すると、保険料負担の公平性が保証されなくなります。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。

●契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関する、当社が「質問表(告知書)」で尋ねる事項について、事実をありのままに正しく記入(告知)していくだけ必要があります。

正しくお伝えしないと…

ご注意

●当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)①には告知受領権がないため、口頭で伝えてても当社に告知したことにはなりません。

▶ 2 告知義務違反による解除

●当社に告知する内容は「質問表(告知書)」に記載しています。

●もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかつたり、事実と違うことを告知した場合、責任開始の日②(復活のときは復活日。以下同じ)を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として基本契約または特約を解除することがあります。

●責任開始の日を含めて2年を経過しても、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が2年内に発生していたときには、基本契約または特約を解除することができます。この場合、原則として保険金の支払いや保険料の払込免除を行うことはできません。

●当社は、すでに保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取り消し、保険料の払い込みを請求します。

●基本契約または特約を解除したときに、返戻金があれば、ご契約者に支払います。

特約の名称について

「ご契約のしおり」本文の欄外では、特約の名称を以下のとおり【略称】で表示しています。

特約の名称	略称
無配当災害特約	災害
無配当傷害医療特約	傷医
無配当総合医療特約	総医

もくじ

ご契約のしおり部分

・目的別もくじ	8 ページ
・用語解説	208 ページ
・問い合わせ窓口	212 ページ

契約に際して

1 当社と郵便局との関係	10 ページ
2 生命保険募集人と契約の成立	11 ページ
3 健康状態などの告知	12 ページ
4 保険金の加入限度額	14 ページ
5 契約の保障(責任)の開始と契約日 保障(責任)開始の日を指定する場合の特則	16 ページ 17 ページ
6 クーリング・オフ制度	18 ページ
7 現在の契約の解約・減額を前提とした、 新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ	20 ページ
8 当社からの契約内容などの確認	20 ページ
9 申し込み手続きの際の注意点	21 ページ

特長としくみ

1 普通定期保険(新普通定期保険)	22 ページ
-------------------	--------

保険金などの請求

1 保険金の請求方法 指定代理請求制度	24 ページ 26 ページ
2 基本契約の保障内容 普通定期保険(新普通定期保険)	28 ページ
3 特約の保障内容 1.特約の概要 2.無配当災害特約の保障内容 3.無配当傷害医療特約の保障内容 4.無配当総合医療特約の保障内容 5.無配当傷害医療特約と無配当総合医療特約の留意事項	29 ページ 30 ページ 31 ページ 32 ページ 34 ページ
4 保険金などを支払いできない場合	38 ページ
5 保険金を支払いできる事例と支払いできない事例	44 ページ

保険料の払い込み

1 保険料の払込方法	50 ページ
2 保険料の前納払込み	51 ページ
3 保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効	52 ページ
4 契約の失効と復活	54 ページ
5 保険料の払い込みが難しい場合	56 ページ

契約後の取り扱い	1 ご家族登録制度	58 ページ
	2 住所などの変更に伴う各種手続き	59 ページ
	3 契約者配当金	60 ページ
	4 契約の解約と返戻金	61 ページ
	5 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	62 ページ
	6 ご契約者をはじめとした関係者の保護	63 ページ
生命保険と税金	1 生命保険料控除	64 ページ
	2 保険金の税法上の取り扱い	65 ページ
個人情報および制度の案内	1 個人情報の取り扱い	66 ページ
	2 取引時確認に関するお願い	66 ページ
	3 FATCAに関するお願い	67 ページ
	4 AEOIIに関するお願い	67 ページ
	5 他の生命保険会社などとの 保険契約などに関係する情報の共同利用	
	1.契約内容登録制度／契約内容照会制度	68 ページ
	2.支払査定時照会制度	69 ページ
	6 生命保険契約者保護機構	71 ページ
身体部位の名称		207 ページ
約款部分		
普通保険約款	○普通定期保険普通保険約款	74 ページ
特約条項	○無配当災害特約条項	99 ページ
	○無配当傷害医療特約条項	129 ページ
	○無配当総合医療特約条項	157 ページ
特則条項	○指定代理請求特則Ⅱ条項	189 ページ
	○責任開始の日を指定する場合の特則条項	193 ページ
	○口座払込みに関する特則条項	194 ページ
	○団体払込みに関する特則条項	196 ページ
	○集金払込みに関する特則条項	202 ページ
ご家族登録制度規約		204 ページ